

# 令和4年度県税収入決算について

令和5年8月9日  
経営管理部税務課

## 1 ポイント

- 県税収入決算額** 1,565億42百万円（前年度比+17億80百万円、+1.2%）
  - ・企業収益の増加による法人事業税の増収などにより、5年連続の増となり、過去最大（表3）
- 実質税収※決算額** 1,576億86百万円（前年度比+72億6百万円、+4.8%）
  - ・法人事業税や特別法人事業譲与税等が増収したため、2年連続の増となり、過去最大（表3）
  - ※地方消費税の都道府県間での清算や市町村への交付金、特別法人事業譲与税を加減した県に残る税収
- 県税収入、実質税収ともに2月補正後の最終予算額は確保**

## 2 主な税目の状況（表1）※いずれも現年課税分

（1）法人二税は主に令和3年度の企業業績に係る税収、（2）個人県民税は主に令和3年の個人所得に係る税収）

### （1）法人二税 423億51百万円（前年度比+47億79百万円、+12.7%）

- 法人県民税は、企業収益の増加により、36億75百万円となり、前年度比+1億63百万円、+4.6%の増収
- 法人事業税は、企業収益の増加により、386億76百万円となり、前年度比+46億16百万円、+13.6%の増収

### （2）個人県民税（均等割、所得割） 378億15百万円（前年度比+7億34百万円、+2.0%）

- 令和3年課税所得の増加等により増収

### （3）地方消費税 398億35百万円（前年度比▲24億75百万円、▲5.9%）

- 令和元年10月からの税率引上げの影響の平年度化や還付額の増加により減収
- 実質税収（都道府県間での清算を行い、市町村交付金を除いた額）は、全国の輸入額の増加により、266億90百万円となり、前年度比+1億4百万円、+0.4%の増収

### （4）軽油引取税 102億60百万円（前年度比▲98百万円、▲1.0%）

- 軽油の引取数量の減少により減収

### （5）自動車税 176億61百万円（前年度比+261百万円、+1.5%）

- 環境性能割の臨時的軽減の終了（R3.12月まで）により増収  
（旧自動車税及び旧自動車取得税を含む）

### （6）その他

- 水と緑の森づくり税（法人県民税及び個人県民税の内数）の税収は3億90百万円

### 3 収入率、収入未済額（表4、表5）

#### （1）収入率 98.7%（前年度比±0ポイント）

○現年課税分の収入率 99.5%（前年度比±0ポイント）

○主な税目の状況（現年課税分収入率）

・個人県民税：99.0%〔前年度比▲0.1ポイント〕

・自動車税種別割：99.9%〔前年度比+0.1ポイント〕

#### （2）収入未済額 19億10百万円※（前年度比▲97百万円、▲4.8%）

○主な税目の状況

・個人県民税：13億23百万円（前年度比▲57百万円、▲4.1%）

市町村との共同徴収や特別徴収の推進等の取組みにより、12年連続で減少

（個人県民税は、個人市町村民税とともに市町村が賦課徴収）

※うち、納期未到来や期限内に納付があったものの県口座への入金タイムラグにより翌年度収入となった分が7億82百万円であり、これらを除くと実質11億27百万円となる。

### 4 ふるさと納税の状況（表6）

新型コロナウイルス感染症対策応援基金への寄附の減少などから、令和4年度の受入額は1億3,257万円（前年度比▲3,270万円）となった。

表1 令和4年度県税収入決算の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度 決 算 A	令 和 4 年 度				備 考 (前年度決算からの増減理由等)	
		最終予算 B	決 算 C	最終予算 との増減 D (C-B)	令和3年度決算との比較 増 減 額 E (C-A)	対前年度比 F (C/A)	
法人県民税	3,512	3,558	3,675	117	163	104.6	・水と緑の森づくり税1億8百万円を含む ・企業収益の増 など
法人事業税	34,060	38,491	38,676	185	4,616	113.6	
(法人二税小計)	37,572	42,049	42,351	302	4,779	112.7	
個人県民税 (均等割、所得割)	37,081	37,694	37,815	121	734	102.0	・水と緑の森づくり税2億82百万円を含む ・令和3年課税所得の増 など
県民税利子割	202	92	114	22	▲ 88	56.4	・預金利息等の減
県民税配当割	1,650	1,471	1,532	61	▲ 118	92.8	・株式配当の減
県民税株式等譲渡所得割	1,813	1,013	1,089	76	▲ 724	60.0	・株式等譲渡益の減
個人事業税	1,320	1,340	1,315	▲ 25	▲ 5	99.6	
地方消費税譲渡割	38,752	34,293	34,311	18	▲ 4,442	88.5	・税率の引上げ影響の平年度化、還付額の増による減
地方消費税貨物割	3,558	5,509	5,524	15	1,966	155.3	・輸入額の増
(地方消費税小計)	42,310	39,802	39,835	33	▲ 2,475	94.1	・実質税収は増(※下記参照)
不動産取得税	2,157	2,223	2,276	53	119	105.5	・大規模な建築物の取得の増 など
県たばこ税	1,101	1,112	1,156	44	54	104.9	・税率の引上げ(令和3年10月)
ゴルフ場利用税	276	270	278	8	3	101.0	・利用者数の増
軽油引取税	10,358	10,268	10,260	▲ 8	▲ 98	99.0	・軽油引取数量の減
自動車税種別割	16,602	16,569	16,607	38	6	100.0	
自動車税環境性能割	798	1,165	1,053	▲ 112	255	132.0	・臨時的軽減措置の終了(令和3年12月まで)
(自動車税小計)	17,400	17,734	17,661	▲ 73	261	101.5	
鉦区税	1	1	1	▲ 0	0	100.0	
狩猟税	6	6	6	▲ 0	▲ 0	94.1	
現年課税計	153,248	155,075	155,688	613	2,440	101.6	
滞納繰越	1,514	764	854	90	▲ 660	56.4	・コロナに係る徴収猶予の特例によるR③増の反動減
① 合 計	154,762	155,839	156,542	703	1,780	101.2	

(注)表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため、計数が一致しない場合がある。

自動車税種別割には、旧自動車税を、自動車税環境性能割には、旧自動車取得税を含む。

表2 清算金、交付金を加減した県の実質税収

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度 決算A	令和4年度 決算B	増減額 C(B-A)	対前年度比 D(B/A)	【参考】地方消費税に係る実質税収 (単位:百万円、%)				
					区 分	令和3年度 決算A	令和4年度 決算B	増減額 C(B-A)	対前年度比 D(B/A)
① 県税収入合計	154,762	156,542	1,780	101.2%	① 地方消費税収入	42,310	39,835	▲ 2,475	94.1%
② (歳入) 地方消費税清算金等	52,446	54,321	1,874	103.6%	② (歳入) 地方消費税清算金収入	52,446	54,321	1,874	103.6%
③ (歳出) 地方消費税清算金等	41,764	40,130	▲ 1,634	96.1%	③ (歳出) 地方消費税清算金支出	41,764	40,130	▲ 1,634	96.1%
④ (歳出) 市町村交付金	31,787	32,485	697	102.2%	清算後税収 ①+②-③	52,993	54,026	1,033	101.9%
⑤ 実 質 税 収 ① + ② - ③ - ④	133,658	138,249	4,591	103.4%	④ (歳出) 市町村交付金	26,407	27,336	929	103.5%
⑥ (歳入) 特別法人事業譲与税	16,822	19,437	2,615	115.5%	実質税収 ①+②-③-④	26,586	26,690	104	100.4%
⑦ 特別法人事業譲与税を 加えた実質税収⑤+⑥	150,480	157,686	7,206	104.8%					

(注)表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため、計数が一致しない場合がある。

⑦の特別法人事業譲与税を加えた実質税収の令和4年度最終予算額は1,567億75百万円

### 表3 県税収入額の推移

現年課税・滞納繰越 計

上段：収入額(単位：百万円)

下段：前年度比(%)

年度 税目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総 額	117,446	123,379	139,780	139,763	139,202	140,934	142,449	148,028	154,762	156,542
	102	105	113	100	100	101	101	104	105	101
法人県民税	5,687	6,594	5,841	4,984	4,865	5,252	4,911	3,635	3,568	3,680
	97	116	89	85	98	108	93	74	98	103
法人事業税	19,347	22,568	25,607	29,037	28,388	29,930	31,410	29,889	34,673	38,695
	111	117	113	113	98	105	105	95	116	112
法人二税小計	25,034	29,161	31,448	34,021	33,253	35,182	36,320	33,523	38,241	42,376
	107	116	108	108	98	106	103	92	114	111
個人県民税 (均等割、所得割)	35,692	35,812	36,189	36,905	37,156	37,838	38,162	38,256	37,479	38,191
	100	100	101	102	101	102	101	100	98	102
地方消費税	17,333	19,828	34,419	32,331	30,647	30,418	31,652	40,411	42,310	39,835
	100	114	174	94	95	99	104	128	105	94
軽油引取税	11,377	11,338	10,775	10,688	11,123	11,320	10,925	10,503	10,702	10,668
	101	100	95	99	104	102	97	96	102	100
自動車税	17,362	17,145	17,019	16,903	16,981	17,056	17,329	17,557	17,432	17,680
	100	99	99	99	100	100	102	101	99	101
そ の 他	10,648	10,095	9,930	8,915	10,042	9,120	8,062	7,777	8,598	7,792
	110	95	98	90	113	91	88	96	111	91

< 参 考 >

実質税収	107,718	113,549	123,583	125,237	125,397	128,603	129,805	128,407	133,658	138,249
特別法人 事業譲与税	17,035	20,557	18,538	15,420	15,974	18,063	17,683	15,176	16,822	19,437
特別法人事業譲与 税を含む実質税収	124,753	134,106	142,121	140,657	141,371	146,666	147,489	143,583	150,480	157,686

※表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため、計数が一致しない場合がある。

※特別法人事業譲与税は、R1まで地方法人特別譲与税

※自動車税には、旧自動車税及び旧自動車取得税を含む(以下の表も同じ)

### 表4 収入率の推移

(単位：%)

年度 税目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県 税 全 体	97.4	97.7	98.0	98.0	98.2	98.4	98.4	98.1	98.7	98.7

### 表5 収入未済額の推移

現年課税・滞納繰越 計

(単位：百万円)

年度 税目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総 額	2,891	2,732	2,639	2,667	2,491	2,201	2,207	2,858	2,006	1,910
個人県民税	2,166	2,061	2,015	1,956	1,810	1,670	1,570	1,495	1,380	1,323
自動車税	218	173	142	118	102	80	72	77	60	54
そ の 他	507	498	482	593	579	451	565	1,286	566	532

### 表6 ふるさと納税の推移

(単位：件、千円)

年度 税目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	26	256	397	271	137	1,020	2,136	4,589	3,860	4,364
金 額	1,910	14,155	14,659	6,890	4,487	21,601	45,323	108,223	165,272	132,571

## (用語に関する補足説明)

### ○ 法人二税

法人事業税及び法人県民税を指します。

### ○ 特別法人事業譲与税

令和元年度の税制改正により、地方法人課税の偏在是正の一環として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止にあわせて創設されました。各都道府県において賦課徴収して国に払い込まれる特別法人事業税（国税）の収入額を人口で按分した額（不交付団体には譲与制限あり）が、国から各都道府県に特別法人事業譲与税として譲与されています。

### ○ 地方消費税率の引上げ

平成26年4月から消費税率（国・地方）が5%から8%に引上げられ、地方消費税についても消費税率換算で1%から1.7%に引上げられました。さらに、令和元年10月から消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられ、地方消費税についても消費税率換算で1.7%から2.2%に引上げられました。なお、地方消費税収のうち税率引上げ分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

### ○ 地方消費税の清算

地方消費税は法人・個人の住所地（譲渡割）や、保税地域（港湾等）の所在地（貨物割）の都道府県にいったん納付されますが、税の最終負担者（消費者）が消費を行った都道府県に税収を帰属させるため、小売年間販売額等の消費に関連した基準により、47都道府県間で清算を行っています。

### ○ 市町村交付金

地方税法の規定により、県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、自動車税環境性能割、ゴルフ場利用税については、都道府県が徴収した税収の一定割合を市町村に交付することとされています。

### ○ 水と緑の森づくり税

とやまの森を県民全体で守り育てるため、平成19年4月に導入され、県民税の均等割の税率に一定額を上乗せして課税しています。税率は、個人が500円/年、法人が資本金等の額に応じ1,000円～100,000円/年となっています。

### ○ 現年課税分

納税義務者が納入すべき税額のうち、当該年度に賦課決定等された分をいいます。これに対し、納税義務者が納入すべき税額のうち、前年度の収入未済額であった分を「滞納繰越分」といいます。

### ○ 収入未済額

当該年度に納税義務者が納入すべき税額のうち、出納閉鎖期日（5月31日）までに納入されなかった額をいいます。

### ○ 収入率

当該年度に納税義務者が納入すべき税額に対して、実際に納入された金額の割合をいいます。

### ○ 特別徴収

税金の徴収について便宜を有する者（例：給与支払者）がこれを徴収し、その徴収した税金を納めることをいいます。これに対し、納税通知書を納税者に交付することによって税金を徴収することを「普通徴収」といいます。（例：個人住民税の特別徴収）

### ○ 共同徴収

希望する市町村に県の税務職員を派遣し、個人住民税を中心とした滞納案件について、財産調査や滞納処分についての助言、市町村税務職員との共同による財産調査や差押え等の滞納処分などを行うものです。